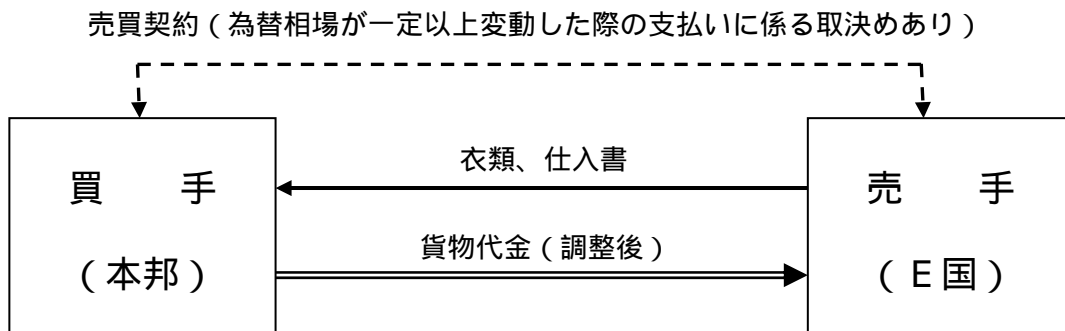


## 27. 為替相場の変動により売買価格が調整される場合の現実支払価格



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から衣類を購入（輸入）しています。

当社と売手は、売買契約において、円建てで輸入貨物の売買価格を取り決めていますが、同契約の締結時と発注時の為替相場（円 / E国通貨）を比較し、一定以上の変動が生じた場合に、当初の売買価格に一定の率を乗じて調整した価格が売買価格となり、調整後の価格を支払うこととされています。

今般、発注時の為替相場が売買契約の締結時に比し一定以上変動していたことから、売手から買手宛てに送付された仕入書には、当初の売買価格に一定の率を乗じて調整した価格が記載されています。

この場合の輸入貨物の課税価格は、一定の率を乗じて調整した価格を現実支払価格として計算することになりますか。

### 【回答要旨】

上記の取引において、一定の率を乗じて調整した価格が現実支払価格となります。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払いの額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）と売手との売買契約では、為替相場が一定以上変動した場合に、輸入貨物の当初の売買価格に一定の率を乗じて調整した価格を売買価格とすることが定められており、かつ、貴社は現実に調整後の価格を支払うこととされています。

この場合、貴社が輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて輸入貨物の輸入取引をするために売手に支払う総額は、当初の売買価格ではなく、当該売買価格に一定の率を乗じて調整した価格となります。

**【関係法令通達】**

関税定率法第 4 条第 1 項

関税定率法施行令第 1 条の 4

関税定率法基本通達 4 - 2(1)、4 - 2 の 2(2)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)